



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年6月23日月曜日 第1467号外2

◇ 目 次 ◇

監査公表

住民監査請求に係る監査結果の公表（2件）..... 1

監査公表

○公表第16号

平成15年4月11日付けで、大洲市春賀甲815番地岡田 継外3名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成15年6月23日

愛媛県監査委員	小川 一雄
同	吉久 宏
同	柳澤 正三
同	西原 進平

決 定 書

大洲市春賀甲815番地

請求人 農業 岡田 継

大洲市新谷乙1243番地

同 同 玉井吉一

大洲市多田甲574番地3

同 主婦 矢野越子

大洲市中村1058番地8

同 弁護士 奥島直道

平成15年4月11日付けで上記請求人らから提出された愛媛県知事に関する措置請求（補正に要した期間：平成15年4月25日から同年5月8日までの14日間）について、次のとおり決定する。

主 文

請求人らの請求を棄却する。

請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書の内容、証拠の提出及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

1 愛媛県知事（実際は、権限委任された愛媛県八幡浜地方局長。請求の要旨では「知事」という。）は、愛媛県森林組合連合会（以下「県森連」という。）に対し、平成13年度小規模渓流水源林整備事業工事（以下「13年度県工事」という。）の請負代金として支払った36,476,000円の返還を求めよ。

また、知事が平成14年度同事業工事（以下「14年度県工事」という。）の請負代金として県森連に対し支払う予定の14,700,000円の支出の差止めを求める。

2 知事は、県森連との間で、大洲市東宇山地区内において市有林である立木の伐採・搬出と林内作業車道の設置を内容とする13年度県工事の請負契約及び14年度県工事の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結し、平成13

年度は工事請負代金36,476,000円を支払い、平成14年度は工事請負代金14,700,000円を支払う予定となっている。

3 県森連は、本件請負契約に基づいて立木の伐採・搬出をしているが、一方で、当該山林を管理している三善地区山林管理組合（以下「山林管理組合」という。）は、大洲市との間で、13年度県工事の請負契約の内容とされた立木の伐採・搬出の一切を受託する内容の平成14年12月18日付け市有林伐採販売委託契約（以下「14年市委託契約」という。）を締結しており、立木の伐採・搬出の行為が二重になっている。

4 また、県森連は、13年度県工事及び14年度県工事（以下「本件県工事」という。）の工事請負代金を受領しているにもかかわらず、山林管理組合から当該立木の伐採・搬出に係る費用を請求し取得していることから、二重に利得している。

5 したがって、愛媛県としては、請負人である県森連が二重に利得するような行為を行い、工事請負契約書第1条に違反し、信義則及び公序良俗にも反しているわけであるから、県森連に対し、不当利得を理由として請負代金の返還を求めるべきである。

6 なお、二重に利得することを県森連が偽って契約していることから、愛媛県は、詐欺取消（民法第96条）若しくは錯誤無効（民法第95条）を根拠として、本件請負契約を無効とすることもできる。契約が無効となれば、不当利得返還請求権を行使して、不当利得といえる部分に関して返還を求めるべきである。

7 ところで、県森連は、愛媛県から、林内作業車道の設置及び立木の伐採行為は請け負っているが、伐採木の搬出行為は請け負っていないのであるから、その経費を山林管理組合から受け取っても問題はないと説明している。しかしながら、愛媛県が渓流整備事業として行う以上、伐採木を山から搬出しなければ整備したことにはならず、山へ積んでおくと大雨や台風の際に災害がひどくなる可能性が高いことから取り除くことは当然であり、伐採木をそのまま山林内に放置することはできないはずであり、伐採木の搬出も請負契約に含まれているはずである。

8 仮に、県森連の主張するように請負契約の内容が林内作業車道の設置及び立木の伐採だけとすると、経験上、愛媛県は、通常の相場の2倍以上の費用を請負代金としていることになる。すなわち、林内作業車道を作るには1m^{1.0}00円程度で十分可能であるし、立木を伐採して枝打・玉切までであれば、伐採の機械もよくなったので1m³2,000円で可能なはずである。これを13年度県工事の請負内容に従って計算すると、林内作業車道が12kmで12,000,000円、立木の伐採だけの経費が3,800m³で7,600,000円となり、合計20,000,000円足らずになるはずであり、請負代金36,476,000円とかけ離れ過ぎている。

監査の結果

第1 事実

愛媛県農林水産部森林局森林整備課（以下「森林整備課」という。）及び愛媛県八幡浜地方局産業経済部大洲林業課を監査した結果並びに大洲市、県森連、大洲市森林組合及び山林管理組合を調査した結果、次の事実が認められた。

1 小規模渓流水源林整備事業の概要について

小規模渓流水源林整備事業は、愛媛県水源の森林づくり推進モデル事業の中の県単独事業として実施しているものであり、愛媛県県営小規模渓流水源林整備事業実施要領（平成13年8月24日制定。以下「実施要領」という。）によれば、その概要は、次のとおりである。

- (1) 事業の目的は、地域の重要な水源山地において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を推進し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土保全に資することである。
- (2) 事業の内容は、市町村の申請に基づき、愛媛県が県単独事業により治山事業を行うものである。その具体的な内容は、「水源林整備の方策について」（市町村説明会の配布資料）によれば、①本数調整伐（伐採木の選木、伐採及び林内整理）、②林内作業車道の設置、③木柵工、④保水型谷止工の4種類とされている。
- (3) 事業の採択基準は、次のいずれかの要件に適合するものとされている。

ア 水資源確保上重要な地域であって、地区指定の国庫補助事業である水源地域整備事業の採択を受けられない地域で、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 対象区域内の森林面積が10ha以上
- ② 給水対象人家が5戸以上
- ③ 事業規模が700万円以上

イ アに定めるもののほか、愛媛県知事が特に必要と認めるもの

2 地元説明の状況について

愛媛県は、平成13年4月11日に肱川流域13市町村の担当課長らに対し、愛媛県水源の森林づくり推進モデル事業の説明会を実施し、その中で小規模渓流水源林整備事業の説明を行っている。その後、肱川流域の市町村で構成する流域水源林整備推進協議会から水源の森林づくり実施事業計画及び年度計画の提出があり、その中で大洲市が同市東宇山地区において小規模渓流水源林整備事業を実施したいとの意向を正式に確認している。

また、愛媛県大洲出張所林業課（当時）職員2名は、大洲市の依頼を受け、平成13年10月2日に大洲市内の三善公民館において、地元関係者に対し小規模渓流水源林整備事業の説明を行っている。出席者は、大洲市職員3名、地元代表者の山林管理組合理事長及び各地区代表理事4名である。

説明内容は、実施要領の事業目的等の説明のほか、①愛媛県の施工内容が、林内作業車道の開設、本数調整伐であること、②愛媛県が小規模渓流水源林整備事業により施工した後の森林について適正な維持管理を図るため、大洲市と山林管理組合との間で施業協定を締結するこ

と、③事業実施箇所の境界確認の際に、全面的な協力が必要であること、④愛媛県が実施した本数調整伐以降の伐採木の集材、搬出、販売の作業は、地元が行うことなどについて説明されている。

3 本件県工事で発生する伐採木の取扱いについて

愛媛県大洲出張所林業課（当時）職員2名は、平成13年10月2日の地元説明の後、山林管理組合から、愛媛県の事業内容が、林内作業車道の開設、本数調整伐のみであることを了知した上で、自ら伐採木を搬出し販売したい旨の意向を確認している。

4 本件県工事の実施決定について

大洲市長は、大洲市東宇山地区内の市有林（森林面積92haのうち70ha）について、森林整備が遅れているため、本数調整伐等の施業を実施することにより、水源かん養機能を高め、地区内239戸の上水道水源地として水資源の確保を図る必要があるとの判断から、実施要領に基づき、県営小規模渓流水源林整備事業施行申請書（13年度県工事に係る申請：平成13年11月8日、14年度県工事に係る申請：平成14年8月9日）を愛媛県知事に提出している。

愛媛県知事は、同申請書及び添付図書について、現地調査等により内容を審査し、申請内容が事業の採択基準を満たしており、肱川流域の市町村で構成する流域水源林整備推進協議会から提出された水源の森林づくり実施事業計画及び年度計画に基づく内容であることを確認の上、同地区での事業の施行を決定している。

5 本件県工事の実施状況等について

本件県工事は、愛媛県地方局処務規程（昭和56年訓令第40号）第13条第4項第31号に規定する愛媛県知事の委任事務に当たることから、愛媛県八幡浜地方局長（以下「地方局長」という。）が執行している。

(1) 本件県工事の設計積算の方法

地方局長は、本件県工事の設計積算に当たり、「森林整備事業設計積算要領」（平成12年3月1日付け12林野計第138号林野庁通知。以下「林野庁積算要領」という。）を始め、愛媛県が作成した「実施設計単価表」、「林道事業実施設計単価表」などの標準歩掛や労務単価等を用いて、本数調整伐及び林内作業車道の施工単価を算定し、これに数量（面積等）を乗じて金額を求め、これらを合計して直接工事費を積算し、さらに、林野庁積算要領で定められた諸経費を計上して設計工事金額としている。

(2) 13年度県工事の内容及び支出状況

平成13年度において、地方局長は、設計工事金額35,537,250円を基に予定価格を35,181,000円と決定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約によって、平成13年11月16日に県森連との間で工事請負金額34,650,000円で13年度県工事の請負契約を締結している。

その後、作業効率を図るため、林内作業車道を延長する設計変更を行ったことなどにより、最終工事請負金額は36,476,000円と変更されている。

工期は、平成13年11月17日から平成14年3月20日ま

で、竣工出来形は、本数調整伐 59.30 ha、林内作業車道（幅員 2.0 m）7,378.9 m、同（幅員 2.5 m）5,237.4 m となっており、その実績は、工事請負契約の内容と一致したものである。

工事請負代金は、平成13年12月14日に13,860,000円を前金払し、残額22,616,000円を平成14年4月26日に精算払している。

(3) 14年度県工事の内容及び支出状況

平成14年度において、地方局長は、設計工事金額15,355,200円を基に予定価格を15,355,000円と決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約によって、平成14年11月5日に県森連との間で工事請負金額14,700,000円で14年度県工事の請負契約を締結している。

その後、林内作業車道を現地に即した線形とする設計変更を行ったことから、最終工事請負金額は13,166,000円と変更されている。

工期は、平成14年11月6日から平成15年3月20日までで、竣工出来形は、本数調整伐 25.67 ha、林内作業車道（幅員 2.0 m）4,610.0 m となっており、その実績は、工事請負契約の内容と一致したものである。

工事請負代金は、平成14年11月29日に5,880,000円を前金払し、残額7,286,000円を平成15年4月25日に精算払している。

(4) 本件県工事により発生した伐採木の処分方法と森林内の安全管理

愛媛県では、小規模渓流水源林整備事業工事により発生する伐採木については、資源の有効利用の観点から立木の所有者による搬出及び販売を奨励している。

また、搬出されない伐採木については、本件請負契約書に係る特記仕様書第4条によれば、「監督員と協議の上、工事現場内で、雨水等により下流へ流出するおそれがない場所を設定し、安定した状態になるように、必要に応じて柵工や筋工等を適宜設置しなければならない」とされている。

愛媛県の監督員は、本件県工事により発生した伐採木がその所有者である大洲市から委託を受けた山林管理組合によりその一部が搬出され、残木については、下流へ流出するおそれがないように安定した状態で残置していることを確認している。

6 大洲市が山林管理組合と締結した委託契約について

(1) 14年市委託契約

ア 大洲市は、平成14年12月18日に山林管理組合と委託契約期間を平成14年12月18日から平成15年1月8日までとする当該契約を締結している。

なお、平成15年3月27日に大洲市監査委員に提出された大洲市長に対する住民監査請求の結果（平成15年5月16日付け大監第45号）によると、当該契約の期間は事実と合致しておらず適正とは言えないことが大洲市監査委員によって指摘されている。

イ 当該契約の内容は、地方局長が県森連に発注した13年度県工事で発生した伐採木について、「立木伐採等の一切の行為」を委託したものとの記載がある

が、大洲市長が地方局長に宛てた文書（平成15年4月21日付け、総財第191号）によれば、愛媛県が大洲市有林で実施した小規模渓流水源林整備事業実施地区における大洲市の木材販売委託契約の事業内容には、立木伐採は含まれていないこと及び市有林伐採販売委託契約書の「伐採」という記載は、従来からの様式を準用したものであり、削除されるべき伐採の文字が削除されていなかったとしている。

ウ 山林管理組合は、大洲市との契約に先立ち、13年度県工事で発生した伐採木について、搬出、運搬、販売等の一切の行為を行うため、大洲市森林組合との間で平成14年1月8日に間伐材搬出運搬作業委託契約を締結し、作業期間を同年1月8日から7月31日までとし、木材の搬出、運搬、販売等の一切の行為を委託している。

また、大洲市森林組合は、山林管理組合から受託した作業の一部を、平成14年1月上旬頃に県森連に再委託している。この再委託の内容は、伐採木を集材（山中から引き出し）し、林道わきに搬出する作業（902 m³）及び伐採木を市場まで運搬する作業（191 m³）で、契約単価は、平成14年1月8日付け間伐材搬出運搬作業委託契約と同単価を採用している。

なお、県森連は、大洲市森林組合から下請した当該作業に係る代金を平成14年8月26日に同森林組合に請求し、同月30日に受領している。

(2) 平成15年4月1日付け市有林搬出販売委託契約

ア 大洲市は、平成15年4月1日に山林管理組合と委託契約期間を平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする市有林搬出販売委託契約（以下「15年市委託契約」という。）を締結している。

イ 当該契約の内容は、地方局長が県森連に発注した14年度県工事で発生した伐採木について、搬出販売を委託したものである。

ウ 山林管理組合は、15年市委託契約に先立ち、14年度県工事で発生した伐採木について搬出、運搬、販売等の一切の行為を行うため、平成15年1月8日に間伐材搬出運搬作業委託契約を大洲市森林組合と締結し、作業期間を同年1月10日から6月30日までとし、木材の搬出、運搬、販売等の一切の行為を委託している。

第2 決定の理由

1 本件請負契約と14年市委託契約との間で、立木の伐採・搬出に係る行為が二重になっているとの点について
本件請負契約の内容は、本数調整伐（伐採木の選木、伐採及び林内整理）の実施及び林内作業車道の設置であり、一方、14年市委託契約の内容は、13年度県工事において発生した伐採木の集材、搬出、運搬及び販売を内容とするものである。

したがって、これらの契約において、立木の伐採・搬出の行為が二重となっている事実は認められない。

2 県森連は立木の伐採・搬出に係る費用を愛媛県及び山林管理組合から二重に利得し、工事請負契約書第1条に

違反しているとの点について

山林管理組合は、14年市委託契約及び15年市委託契約に先立ち、同契約と同じ作業内容とする間伐材搬出運搬作業委託契約を大洲市森林組合と締結している。

また、県森連は、大洲市森林組合が平成14年1月8日付け間伐材搬出運搬作業委託契約によって山林管理組合から受託した作業（13年度県工事で発生した伐採木の集材、搬出及び運搬）の一部を同森林組合から平成14年1月上旬頃、下請しており、その請負代金は、大洲市森林組合に請求し受領したものであり、山林管理組合に請求し、取得しているものではない。

したがって、県森連は、愛媛県から本件県工事の請負代金として立木の伐採と林内作業車道の設置に係る費用を、大洲市森林組合から伐採木の集材、搬出及び市場までの運搬作業の費用をそれぞれ受領したものであるから、立木の伐採・搬出の経費を愛媛県と山林管理組合から二重に取得しているとはいえず、工事請負契約書第1条に違反しているとの主張は認められない。

3 愛媛県が小規模渓流水源林整備事業として行う以上、伐採した木材をそのまま山林内に放置することはできず、伐採した木材の搬出も請負契約に含まれているはずであるとの点について

本件請負契約に係る工事請負契約書によれば、伐採木の搬出が請負契約に含まれているものとは認められない。

また、伐採木の処分方法については、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきており、この際には、根株、伐採木及び末木枝条が雨水等により下流へ流出するおそれがないように安定した状態になるようにし、必要に応じて、柵工、筋工等を適宜設置するものとされている（「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株・伐採木及び末木枝条の取扱について」（平成11年11月10日付け衛産第81号・厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知等参照））。

このことからしても、伐採木は、必ずしも搬出しなければならないということではできず、森林整備を行う際に、伐採木の搬出経費を計上しなければならないということもできない。

なお、愛媛県は、本件県工事により発生した伐採木の残木が、下流へ流出するおそれがないように安定した状態で残置していることを工事完成検査で確認していることから、伐採木が何ら措置もされずそのまま山林内に放置されているとはいえない。

以上のことから、請求人らの主張は認められるものではない。

4 経験上、愛媛県が通常の相場の2倍以上の費用を請負代金としているとの点について

本件県工事の設計は、林野庁積算要領を始め、愛媛県が作成した「実施設計単価表」、「林道事業実施設計単価表」などの標準歩掛や労務単価等を用いて適正に積算されており、その過程においても違法不当な行為は認め

られない。その結果算出された金額を基に契約した金額であることから、適正と判断することができる。

したがって、愛媛県が、通常の相場の2倍以上の費用をもって、県森連と本件請負契約を締結しているということではできない。

第3 結論

以上のとおり、県森連が、立木の伐採・搬出の費用を二重に利得し、本件請負契約に違反している事実は認められず、愛媛県が損失を受けているとは認められない。

また、森林内の安全管理に不備な点は認められず、本件県工事の設計積算も国や県の統一された基準に基づいて適正に行われたものである。

したがって、請求人らの請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 要望

愛媛県が実施した本件県工事は、第3のとおり適正に執行されているが、大洲市監査委員や大洲市長が認めているとおり、大洲市の適正を欠いた委託契約により、愛媛県の実施する小規模渓流水源林整備事業が一部の地元住民に疑問視される結果となったことは、残念である。

今後、愛媛県においては、小規模渓流水源林整備事業の実施を計画している市町村に対し、当該事業の趣旨を徹底させるとともに、市町村が当該事業に関連した森林整備事業を同時に行う場合には、各々の事業範囲や県と市町村の役割及び責任を明確にした上で、市町村と連携しながら、地元住民にその内容について説明し理解を得るように努め、愛媛県が推進している「新しい愛媛林政計画」を達成し、すべての県民が「新たなえひめの森林」の恵みを享受できるよう期待するものである。

平成15年6月13日

愛媛県監査委員	小川	一雄
同	吉	久宏
同	柳	澤正三
同	西	原進平

○公表第17号

平成15年4月24日付けで、大洲市米津甲152番地の3阪本孝之外2名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成15年6月23日

愛媛県監査委員	小川	一雄
同	吉	久宏
同	柳	澤正三
同	西	原進平

決 定 書

大洲市米津甲152番地の3

請求人 農業 阪本孝之

大洲市大洲306番地4

請求人 主婦 池田亀菊

大洲市新谷乙1243番地

請求人 農業 玉井吉一

平成15年4月24日付けで上記請求人らから提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人らの請求を棄却する。

請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 愛媛県知事加戸守行（以下「知事」という。）は、平成15年度予算に計上している山鳥坂ダム建設費負担金1億2,120万円を支出するな。
- 2 愛媛県の、県負担率が国の10分の2.02、15年度の事業内容を水理調査、環境調査などと記載した予算措置は、国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）が作成している「肱川の安全の確保と清流の復活を目指して 再構築計画案」（以下「再構築計画案」という。）に基づき、愛媛県の負担すべき額を定めたものである。
- 3 この愛媛県の負担の根拠は、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号。以下「特ダム法」という。）第8条に基づいたものであり、河川法（昭和39年法律第167号）から直接に根拠付けられているものではない。河川法に基づくのであれば、河川整備計画等の河川法上の手続きを履行しなければならないからである。
- 4 しかし、特ダム法第2条は、「多目的ダム」の意味について「発電、水道又は工業用水道の用に供されるものをいい」と規定しており、「再構築計画案」には、発電、水道又は工業用水道の用に供するという一切含まれておらず、治水目的と安定水量（環境）という目的があるだけであるから、特ダム法を逸脱しており、特ダム法を根拠とすることはできない。
- 5 この点は、平成14年8月に開催された四国地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の議事録においても、費用便益の計算において、利水の面は計算に入っておらず、また、「明らかに多目的なダム、洪水と環境という2つの目的を十分満たしていると思う。」と記載されており、この答申に基づいて計画されていることがわかる。
- 6 また、愛媛県は、ダム使用権設定予定者となることを辞退している。中予広域水道企業団についても、四国地方整備局に対する利水事業が除外されたことを前提とした山鳥坂ダム建設費負担金還付の問い合わせに係る回答の中で、「事業者として利水者の協力が得られない中予分水を除外した計画で山鳥坂ダムの事業を継続するとの対応方針（原案）を事業評価監視委員会で審議いただいたものです。」と述べており、中予広域水道企業団がダム使用権設定予定者でないことも明らかである。そのほか、大洲市においても、長浜町についてもダム使用権設定予定者ではない。
- 7 したがって、特ダム法において必須の要件と言えるダム使用権設定予定者が存在しないのであるから、この点からも、「再構築計画案」が特ダム法に違反していることは明らかである。
- 8 四国地方整備局は、鹿野川ダムの発電を取り上げて、山鳥坂ダムが多目的ダムであると説明したりもし、知事も「鹿野川ダムの発電が残っているので、山鳥坂ダムは多目的ダムである」と発言しているが、特ダム法第2条は、「新築するダムで」と定めており、既に存在している別のダム

である鹿野川ダムが発電をしているからといって、それが新築するダム（山鳥坂ダム）の「多目的」の要件を充足させるものではない。あくまでも、新築ダムの目的が問題となるのである。

- 9 国土交通省では、2002年11月に国会内で行われた「公共工事をチェックする国会議員の会」主催のヒヤリングにおいて、担当課長が特ダム法を根拠とするのは難しいことを認めている。
- 10 以上の検討から明らかなように、特ダム法が根拠とならない以上、「再構築計画案」は法律の根拠のない違法な計画と言える。前述したように、河川法を根拠とするのであれば、その手続・要件を充足する必要がある。
- 11 よって、法律上の根拠のない違法な公金の支出となるのであるから、愛媛県は山鳥坂ダム建設費負担金を支出することはできない。

監査の結果

第1 事実

愛媛県土木部河川港湾局水資源対策課（以下「水資源対策課」という。）を監査した結果、次の事実が認められた。

1 山鳥坂ダム建設事業の経緯等について

(1) 山鳥坂ダム建設事業の経緯

ア 渇水による慢性的な水不足問題を抱える中予地域では、昭和47年に松山市外2市4町で構成される道後平野水資源開発促進協議会が発足し、国、県に対する水資源確保についての強力な要請活動により、昭和57年4月、旧建設省は河辺川ダム建設に係る予備調査に着手している。

昭和60年7月、松山市外中予地区2市5町の各首長らで構成される河辺川ダム建設推進協議会（後の山鳥坂ダム建設推進協議会（以下「ダム建設推進協」という。））が設立され、翌61年3月から肱川町を始め流域各市町村に対し中予分水に係る協力要請を行い、旧建設省は、同年4月に河辺川ダム建設に係る実施計画調査に着手している。

平成4年2月、旧建設省、県及びダム建設推進協は、肱川町に対し、ダム受入れを再要請し、肱川町長は同年3月の肱川町議会の臨時会でダム受入れを表明し、旧建設省は同年4月河辺川ダム建設事業に着手している。

なお、平成5年4月に、河辺川ダムは山鳥坂ダムに名称変更されている。

イ 平成6年1月、中予地区の生活用水を確保するため、松山市外中予地区の2市5町の各首長らで構成される中予広域水道企業団が設立されている。

平成6年6月、旧建設省は、山鳥坂ダム建設のため、当時の河川法（以下「旧河川法」という。）第16条の規定による「肱川水系工事実施基本計画」を改定し、同年8月には、特ダム法第4条の規定に基づき、「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画」を作成し、告示している。

ウ 平成12年8月、公共事業の抑制のための山鳥坂ダムを含む233件の公共事業に対する中止勧告に端を発した国による事業見直しの中で、旧建設省では1

36事業の再評価を行い、同年11月に山鳥坂ダムについては、事業継続が決定されている。

エ 平成13年3月、知事は四国地方整備局長に対し、肱川の治水、水利用及び河川環境を優先するために工業用水は中止するといった方向性を示した上で、見直し案の早期提示を求める要請を行っている。また、同年5月には、国及び県が出席した山鳥坂ダム（建設分水）対策協議会（以下「建設分水対策協」という。）の理事会において「肱川の抱える課題解消のために 治水利水計画等の見直し案」（以下「見直し案」という。）が提示されるとともに、ダム建設推進協及び中予広域水道企業団に対し「見直し案」の内容説明が行われ、同年8月に開催された建設分水対策協総会において、肱川の課題解決策については基本的に妥当であるとの議決を得ている。

オ このような状況の中で、平成13年10月、ダム建設推進協から四国地方整備局長に対し、「見直し案」に対する懸念事項が提出され、ダム建設推進協は、同年11月、四国地方整備局長の回答に対し「見直し案」に基づく事業の推進は困難との回答をしている。

カ 平成13年11月開催の事業評価監視委員会において、山鳥坂ダム建設事業を継続とする判断は妥当との審議結果が出された。これを受けて四国地方整備局長は、平成14年5月に「再構築計画案」の1次案（以下「1次案」という。）を提示し、同年6月にかけて地元説明会や公聴会を開催した上で、同年7月にこれを修正した「再構築計画案」が建設分水対策協総会において示され、妥当と評価するとの議決を得ている。

キ 平成14年8月、事業評価監視委員会において、「再構築計画案」に基づき事業継続とする事業者の判断は妥当であるとの審議結果を得ている。

(2) 山鳥坂ダム建設に係る計画

ア 肱川水系工事実施基本計画

「肱川水系工事実施基本計画」は、旧河川法第16条の規定に基づき、肱川水系の計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施について基本となるべき事項が定められたもので、河川審議会の意見を踏まえ、建設大臣が決定し、昭和43年6月1日に施行されている。肱川は、地域的特性から台風や梅雨前線による度重なる洪水被害を繰り返してきた河川で、昭和40年、昭和43年、昭和45年と立て続けに洪水が発生したこと等により、昭和48年には治水計画が全面改定されるなど水害対策を重点とした内容とされている。平成6年6月8日付けで山鳥坂ダム建設に係る内容を盛り込むために改定された後は、改定されていない。

なお、河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号。以下「一部改正法」という。）附則第2条の規定による経過措置として、河川法第16条第1項の規定に基づく河川整備基本方針又は同法第16条の2第1項の規定に基づく河川整備計画が定められるまでの間は、旧河川法第16条第1項の規定に基づ

く工事実施基本計画の一部を河川法第16条第1項の規定に基づく河川整備基本方針又は同法第16条の2第1項の規定に基づく河川整備計画とみなすものと規定されている。

イ 山鳥坂ダム建設に関する基本計画

「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画（平成6年8月1日建設省告示）」は、同年6月の「肱川水系工事実施基本計画」の改定により、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法の特例を定めた特ダム法第4条第1項の規定に基づき、旧建設省において作成されたものであり、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道、工業用水道の5項目が建設の目的とされている。また、同計画では、ダムの規模や型式、貯留量等のほか、ダム使用権の設定予定者は中予広域水道企業団（水道）及び愛媛県（工業用水道）であること、河川法に基づく国及び愛媛県の負担額が建設に要する費用の額に1,000分の735を乗じて得た額とすること等が記載されている。

なお、愛媛県及び中予広域水道企業団は、平成13年にダム使用権設定予定者の申請を取り下げる意思表示をしているが、申請の取下げはしておらず、ダム使用権設定予定者の立場であることに変更はなく、「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画」は、平成6年8月に告示された後、変更又は廃止の事実はない。

2 国土交通省所管公共事業の再評価について

(1) 公共事業の再評価の手法

国土交通省では、平成10年度から公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、全ての所管事業を対象とした再評価等が再評価の実施方針に基づき実施されている。

再評価の実施方針によると、四国地方整備局長は、所管する直轄事業について、事業評価監視委員会の意見を尊重の上、事業を巡る社会経済情勢等の変化や事業の投資効果、進捗の見込み及びコスト縮減や代替案立案等の可能性という事業の必要性等に関する視点から個別事業に係る継続又は中止に係る対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を決定し、理由を添えて国土交通省に提出し、国土交通省において最終的な対応方針が決定されることとなっている。

(2) 事業評価監視委員会

事業評価監視委員会は、再評価の実施方針に基づき設置されているものであり、四国地方整備局長から委嘱された学識経験者等8名から構成されている。事業評価監視委員会の行う事務は、四国地方整備局長による対応方針（案）の決定に当たり、四国地方整備局長が作成した対応方針の原案に対し改善すべき点等があると認めるときは、四国地方整備局長に対して意見の具申を行うこととされており、また、四国地方整備局長は、意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとされている。

なお、事業評価監視委員会は、審議過程の透明性を確保する観点から、議事録を公表している。

(3) 「見直し案」について

平成13年5月に、四国地方整備局から肱川流域の市町村に対し示された「見直し案」は、平成12年11月13日に開催された建設分水対策協総会において計画見直しの協議に応じることが議決されたこと及び同月21日に開催された事業評価監視委員会において、「事業を継続する事業者の評価は妥当である。但し、地域の要請を踏まえた計画の見直しは必要であり、可能な限り早期に合意を図ること。」との審議結果を得たことから、四国地方整備局が、地元の理解が得られるよう議論を進めていくために作成したものである。

(4) 「再構築計画案」について

平成14年7月に四国地方整備局から肱川流域市町村に対し示された「再構築計画案」は、平成13年11月に開催された事業評価監視委員会において「計画再構築を前提に事業継続とする事業者の判断は妥当である。但し、中予地区の新規用水の水源としての利水事業は除外した上で、「見直し案」の考え方を基本として、肱川流域の治水、河川環境等の課題解消のため、計画を再構築して、肱川流域の合意形成を図ること。」との審議結果を受けて、1次案について同年5月から6月にかけて開催した地元説明会や公聴会の結果を反映させるため、その一部を修正したものである。「再構築計画案」については、平成14年8月1日に開催された事業評価監視委員会において、「再構築計画案」に基づき事業継続とする事業者の判断は妥当ということ。但し、今後とも事業の進展に応じて肱川流域への情報提供に努めること。」との審議結果となっている。

なお、「再構築計画案」は、公共工事の再評価手続において国土交通省に提出される対応方針（案）の決定に当たり、肱川流域の合意形成を図るために四国地方整備局が作成した肱川流域の課題を解消するための方策を分かりやすい形で整理した提案書といえるものである。

国土交通省では、四国地方整備局から平成14年8月に提出された対応方針（案）を受けて、総合的に判断した結果、事業継続は妥当とする対応方針を決定しており、今後、この方針に基づき、国土交通省において、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画が作成されることとなる。

3 平成15年度山鳥坂ダム建設費負担金について

(1) 山鳥坂ダム建設費負担金の算定根拠

ア 国の直轄事業に係る地方公共団体の負担金については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第17条の2第1項の規定に基づき、国が同法第10条の2第1号に掲げる道路、河川、砂防、海岸、港湾等の重要な土木施設の新設改良事業に該当する事務を自ら行う場合において、法律等に基づき地方公共団体がその経費の一部を負担するときは、その負担する金額を国に対して支出することとされている。

イ 都道府県は、河川法第60条の規定に基づき、その区域内における一級河川の管理に要する費用の一部

を負担することとされている。

山鳥坂ダム建設事業については、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第36条の2第1号の規定により、同事業が河川法第60条第1項の大規模改良工事に該当することから、その10分の3を負担することとされている。

ウ また、愛媛県は後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「後進地域特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体に、山鳥坂ダム建設事業は同条第2項に規定する開発指定事業に該当することから、国の負担割合は後進地域特例法第3条第1項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく総務大臣からの通知による引上率（1.14）を乗じて算定されることとなる。

エ さらに、特ダム法第8条では、特ダム法に基づく多目的ダムの建設に係る費用について河川法第60条第1項の規定による都道府県の負担額は、その建設に要する費用の額から特ダム法第7条第1項の規定によりダム使用権設定予定者が負担すべきとされた費用の額を控除した額に河川法第60条第1項に定める都道府県の負担割合を乗じた額とされている。

(2) 山鳥坂ダム建設事業の内容

四国地方整備局では、平成15年度は、水理・水文調査、環境調査及び事業計画検討等を行うこととされている。

(3) 愛媛県の山鳥坂ダムに係る予算措置

愛媛県が、平成15年度予算として措置している山鳥坂ダム建設費負担金の額は、平成14年12月20日に水資源対策課から四国地方整備局に対し確認した山鳥坂ダム建設事業に係る財務省の平成15年度予算内示額のうち、治水対策分の費用の内示額である6億円に、河川法に基づく県の負担割合（3/10）及び後進地域特例法に基づく国の負担割合の引上率（1.14）により算出された県の負担割合（ $1(1\frac{3}{10}) \times 1.14 = 0.202$ ）を乗じて算定されている。

なお、山鳥坂ダム建設事業については、平成14年度予算内示額から総事業費と治水対策分の費用の額が同額となっており、ダム使用権設定予定者の負担額が計上されていない。これは、①平成13年5月に四国地方整備局が提示した「見直し案」に対して、ダム建設推進協は中予分水事業の継続は困難との回答を行ったこと、②平成13年11月16日に開催された事業評価監視委員会において、山鳥坂ダム建設事業は、計画再構築を前提に事業継続とする事業者の判断は妥当であるとの審議結果を得たが、その際、中予地区の新規用水の水源としての利水事業は除外した上で、「見直し案」の考え方に基づき、肱川流域の治水、河川環境等の課題解消のため、計画を再構築して肱川流域の合意形成を図り、平成15年度の概算要求の前に再審議を行うことという意見が付されたこと、③中予広域水道企業団及び愛媛県は、ダム使用権の設定予定者の申請を取り下げる方向での意

思表示をしていることから、特ダム法第12条の規定により、今後、ダム使用権設定予定者の申請が取り下げられれば、国は負担金を還付することとなるという理由から、国は、平成14年度以降の建設費について、ダム使用権設定予定者には負担を求めないこととしているためである。

平成15年2月25日、知事は、第280回愛媛県議会議定例会に山鳥坂ダム建設費負担金1億2,120万円を含む平成15年度当初予算案を提案し、平成15年3月10日に原案のとおり可決決定されている。

(4) 山鳥坂ダム建設事業に係る県の負担金予定額

山鳥坂ダム建設事業に係る県の負担金予定額については、地方財政法第17条の2第2項の規定に基づき、国土交通省河川局長から知事に対し平成15年4月1日付け国河総第234号「平成15年度治水特別会計に係る直轄治水事業に対する地方公共団体負担金予定額について」により1億2,120万円の予定であることが通知されている。

第2 決定の理由

1 愛媛県の予算措置は、「再構築計画法」に基づき愛媛県の負担すべき額を定めたもので、負担の根拠は特ダム法第8条に基づいたものであり、河川法に基づくものであれば、河川整備計画等の河川法上の手続きを履行しなければならぬ以上、河川法から直接に根拠付けられているものではないとする点について

愛媛県の予算措置は、第1の1の(2)で述べたとおり、一部改正法附則第2条の規定により、河川法第16条第1項及び第16条の2第1項の規定に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画とみなされる「肱川水系工事実施基本計画」及び「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画」に基づいて実施されている山鳥坂ダム建設事業について、第1の3で述べたとおり、特ダム法第8条の規定に基づき、治水対策分の費用の内示額に、河川法及び後進地域特例法の規定に基づき算出された県の負担割合を乗じて算定されていると認められる。

また、「再構築計画法」は、第1の2の(4)で述べたとおり、肱川流域の合意形成を図るために四国地方整備局が作成した提案書というべきものであるから、愛媛県の予算措置は、「再構築計画法」に基づき定めたものとする請求人らの主張は事実誤認である。

2 「再構築計画法」は、発電、水道又は工業用水道の用に供するという事は一切含まれておらず、治水目的と安定水量（環境）という目的があるだけであるから、特ダム法を根拠とすることはできないものであるという点について

上記1のとおり、「再構築計画法」は、肱川流域の合意形成を図るために四国地方整備局が作成した提案書であり、第1の1の(2)で述べたとおり、「山鳥坂ダムの建設に係る基本計画」が変更され、又は廃止されていない以上、山鳥坂ダムは、同計画に基づくダムであると認めることができ、請求人らの主張には理由がない。

3 愛媛県は、ダム使用権設定予定者を辞退し、また、中予広域水道企業団もダム使用権設定予定者でないことが

明らかであって、特ダム法において必須の要件といえるダム使用権設定予定者が存在しないのであるから、「再構築計画法」が特ダム法に違反しているという点について

第1の1の(2)で述べたとおり、愛媛県及び中予広域水道企業団は、ダム使用権設定予定者の申請を取り下げる意思表示をしているが、申請の取下げはしておらず、ダム使用権設定予定者の立場であることに変更はないため、ダム使用権設定予定者が存在しないとする請求人らの主張は事実誤認である。

第3 結論

以上のとおり、愛媛県が平成15年度当初予算に計上した山鳥坂ダム建設費負担金は、適正に算定されたものと認められることから、当該予算を支出することが違法又は不当な公金の支出となることは認められない。

したがって、請求人らの主張する知事は平成15年度予算に計上している山鳥坂ダム建設費負担金1億2,120万円を支出することはできないとする請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 要望

平成7年7月に、肱川流域では梅雨前線豪雨による洪水により大洲市等で1,195戸が浸水するなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。

県では、肱川流域外への分水計画が除外される方向性が示された後も、肱川における河川環境対策も含めた治水対策の重要性から、山鳥坂ダムの建設や鹿野川ダムの改造を内容とする上流ダム群の整備と河川改修の推進について、国に対し重ねて要望しており、また、愛媛県議会においても、国に対し、同様の趣旨の要望書や意見書を提出している。

このような状況の中で、国土交通省では、国民に対して、事業継続を妥当とする対応方針を決定した旨、そのホームページにおいて公表しているところである。

監査委員は、本請求に係る調査に際し、度重なる洪水被害を繰り返してきた肱川における治水対策の重要性を痛感したが、山鳥坂ダム建設事業の今後のスケジュールや、その中での「再構築計画法」の位置付けが、どの程度流域住民に理解されていたのかという点で疑問が生じたのも事実である。

事業評価監視委員会は、「住民への説明責任」について、平成14年8月に開催された同委員会の審議結果の中で「但し、今後とも、事業の進展に応じて肱川流域への情報提供に努めること。」という意見を付していることから、その必要性を極めて重視していることが見て取れる。

また、国直轄事業である山鳥坂ダム建設事業は、住民に分かりやすい情報を提供し、計画段階から住民への説明責任を徹底するとともに、住民から寄せられた意見等に対する考え方を明らかにした上で意思決定することを国の方針として進められているのであるから、山鳥坂ダム建設事業を推進する県においても、本請求がなされる背景等を考えれば、国の方針に沿った上で、国や流域市町村との連携、協力による流域住民への分かりやすい情報の積極的な提供

と共有が、今後より一層徹底されるよう要望するものである。

平成15年6月13日

愛媛県監査委員	小	川	一	雄
同	吉	久	宏	
同	柳	澤	正	三
同	西	原	進	平

